

神石高原町いじめ防止基本方針

平成26年6月30日

1 はじめに

いじめは、人間の尊厳、人権に係る重大な問題行動であり、生命又は身体に重大な危険を生じさせる行為である。

いじめを受けた児童生徒は、生きる権利、教育を受ける権利を著しく侵害されるとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をうけるものであり、決して許すことはできない。

そのため、神石高原町は、いじめ防止対策推進法及び広島県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及び、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「神石高原町いじめ防止対策基本方針」を策定した。

本方針は、町はいじめ防止に対する考えを、町内全ての学校及び保護者・地域に示すとともに、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域、その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて積極的に取り組む姿勢を示すものである。

2 いじめの定義等

<定義>

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<特性>

いじめには、一見遊んでいる様子の中に潜んでいたり、いじめられている側が必ずしも「いじめられている」と認めるとは限らないため、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性がある。そのため、見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。

したがって、この特性を十分理解し、いじめの対応については、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 神石高原町におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるもの」を前提に、「いじめを絶対に許さない。いじめられる側を守りきる」という基本的な構えを堅持し、次に示す視点を中心に取組を進める。

(1) いじめの未然防止

生徒指導の三機能を生かした授業づくりを進める等、積極的生徒指導を進め、全ての児童生徒が望ましい集団の中で「知・徳・体」の伸長にエネルギーと時間を費やせるよう、自らの成長を実感し仲間の成長を喜びとすることができる教育活動を展開する。

(2) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童生徒自らがいじめのない学校にしていこうと自発的かつ自律的に取り組むことが重要であることから、児童会・生徒会活動の中で、いじめ撲滅キャンペーン等のいじめ防止のための自治活動を展開することを奨励し、支援する。

(3) いじめの早期発見

「早期発見」がいじめを深刻化させないための最も重要な鍵となる。

早期発見により、いじめの芽を早期に断ち切るために、定期的・計画的なアンケート調査や児童生徒との教育相談、さらに相談窓口や通報体制を整えることを実施するとともに、日常的な観察により「遊び」に潜む些細な兆候さえ認知するよう努める。

(4) いじめへの早期対応

アンケートや教育相談でつかんだ場合は勿論のこと、感じ取った兆候も「思い過ごしかもしれない」と一人で抱え込むことなく、即座に全教職員で情報共有し、その後の対応を協議する。

(5) いじめへの組織的な対応

学校はいじめに迅速かつ適切に対応するために、いじめ防止委員会が機能するよう体制を整備し、教職員はいじめへの対処の在り方について理解を深めておくことが重要である。

対応については、いじめを受けた児童生徒や通報した児童生徒等の安全を確保した上で、いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行い、併せて保護者にも適切な対応を行う等、組織的な対応を行う。

(6) 学校・家庭及び地域の連携

児童生徒の健やかな成長を促すには、学校は家庭及び地域との連携を深める必要がある。

学校は、PTA 組織、学校評議員制度、学校関係者評価制度等を活用したり、警察、子ども家庭センターや地域の青少年健全育成会議との適切な連携を図る等平素から情報の共有を密にすることや連絡体制の構築が望まれる。

また、学校の教育相談や相談窓口以外でも、県立教育センターのいじめダイヤル21等について児童生徒及び保護者に周知し、事態の深刻化を防ぐ手段を幾通りも示しておくことが重要である。

4 いじめの防止のための具体的な取組

(1) いじめの防止等に係る体制

ア 神石高原町子育て支援ネットワーク

新たな連絡協議会を設置することなく、既存の組織「神石高原町子育て支援ネットワーク」を有効活用し、関係機関との連携を図る。

イ 広島県相談機関ネットワークとの連携

県内の相談機関との連携や、関係する行政機関、民間団体等との連携を密に行い、相談・指導方法に関する調査研究や研究協議会等を開催する等、相談機関の指導内容・方法の充実を図り、もっていじめや不登校等の問題の解決に向けた取組を行う。

(2) いじめの防止等に関する取組

ア 道徳教育の充実

自己を見つめ、他者との望ましい関係を築くことや社会との係わりについて考える等、児童生徒の道徳心を培うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を進める。

イ 研修の充実

各校のいじめ防止対策が、専門的かつ効果的に実施されるよう教職員研修の充実を図る。

ウ 相談窓口及び機関の充実・周知

いじめの問題等について児童生徒が一人で悩むことがないように、学校内、町教育委員会、県教育委員会等、気軽に相談できる体制があることを周知する。

エ 保護者啓発

法の規定を踏まえ、保護者が家庭で子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者への啓発活動等、家庭への支援を行う。

オ いじめ防止の取組の点検・事例収集

いじめ防止等のための取組が、総合的かつ効果的に推進されるように、必要に応じて学校に対し指導・助言をする。

5 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、いじめの防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

ア 策定方針

自校の児童生徒の実態及び地域の実情を踏まえて策定する。その際、保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。

イ 年間活動計画の明示

いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。

ウ 公開

学校のホームページ等で公開する。

エ 検証・見直し

策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

(2) 「いじめ防止委員会」の設置

ア 常設組織の設置

いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織（「いじめ防止委員会」）を設置する。

イ 校内組織への位置づけ

「いじめ防止委員会」を公務運営組織に位置付ける。

(3) 児童生徒への指導

ア いじめについての学習

いじめの態様及び構造、またいじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか等、いじめについて正しく理解させる指導をする。

イ 望ましい行動の指導

自分自身がいじめられていることや身の回りの友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる指導をする。

ウ コミュニケーション能力の育成

ソーシャルスキル・トレーニングやアサーション・トレーニング等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

エ 豊かな情操の涵養

様々な体験活動の機会を通じて、児童生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。

(4) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童会・生徒会活動の中に、「いじめ撲滅月間」を設定する等の具体的な取組を主体的に推進するよう支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア 校内研修

いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ 保護者・関係機関との連携

いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関との連携を進める。

ウ 定期的・計画的な把握

いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的・計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ 啓発及び広報

いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ 相談窓口の設置

いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ 対応プログラムの設置

いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 専門家の招聘

必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(7) 重大事態発生時の対応

常設のいじめ防止委員会（必要に応じて心理や福祉等に関する専門的な知識を有するものを加える）により調査するとともに、事案に最も適切な対応フロー図を作成する。

6 重大事態への取組

重大事態が発生した場合は、速やかに調査組織を設置し、調査等の適切な取組を行う。

「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項による）

「重大事態とは」、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 報告

重大事態が発生した場合、学校は町教育委員会に報告し、町教育委員会は町長に報告する。

イ 再調査

学校からの報告を受け、町教育委員会が再調査の必要があると判断したときは、学校のいじめ防止委員会とともに再調査を行い、必要に応じて、県教育委員会から専門的知識を有する者の派遣を要請する。

ウ 再調査の報告

町教育委員会は調査結果を町長に報告する。

エ 町長の附属機関による調査

町長が必要と判断した場合は、第三者の専門家（心理や福祉の専門家、学識経験者、元警察官及び弁護士等）で構成する町長の附属機関「神石高原町いじめ問題調査委員会」が調査・審議を行う。

オ 県への再調査

町長は、必要に応じて、県教育委員会に対して、「広島県いじめ問題調査委員会」による再調査を要請する。

7 「神石高原町いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

神石高原町いじめ防止基本方針は、神石高原町ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。